daily コラム

2025年8月22日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

-相続税の債務控除-「確実な債務」

相続税の申告では被相続人の債務は相続 財産から控除されます。この場合、控除される債務は「確実な債務」に限るとされています。被相続人の借入金は控除される債務の代表例ですが、その債務が相続の後に債務免除の対象となっていた場合、債務控除できるのでしょうか。

確実な債務の要件

債務控除を受けるためには、債務が存在 していること、及び債権者より債務弁済の 履行が義務づけられていることが要件とさ れており、この要件を満たす債務を「確実 な債務」と呼んでいます。

債務免除は担税力を減殺しない

相続税は財産を取得した相続人に担税力を認めて課税されます。また、被相続人の借入金は相続財産から弁済して担税力が減殺されるので遺産総額から債務額を控除することになります。しかし、その債務が免除されることが確実とされる場合、担税力は減殺されないので債務控除は認められないことになります。

債務免除に停止条件がある場合

被相続人の借入金のうち一定金額を期日 までに弁済すれば、残額は弁済を免除する 停止条件が借入契約に付されていた場合、 その成就がほぼ確実であると見込まれるときは債務控除を認めない判例があります。

しかし、被相続人の死亡時に債務免除に 必要な弁済が未達であれば、相続人に弁済 の履行義務はあるので、残債務は「確実な 債務」と言えるのではないでしょうか。

債務免除は確実な債務でないとされた裁判

実際の裁判事例です。相続人は被相続人の16億円の借入債務を引き継ぎ、銀行との和解による債務免除に必要な金額を弁済して残額約9億円の免除を受けました。そして相続税の申告では相続開始時に債務免除を受けることは確実であったとして約9億円の残債務について債務控除せず、増加した純資産額に対する相続税を負担しました。ところが債務免除益にも所得税が課税されて二重課税となったため、相続人は所得税の非課税を求めて訴訟を起こしました。

一審、二審では相続人の資産状況から債務免除に必要な分割金は優に支払うことができ、残債務9億円は「確実な債務」でなかったとされました。しかし、相続人が仮に相続時に停止条件が成就していなかったことを理由に債務免除部分の債務を「確実な債務」として申告していた場合、裁判は同じ展開になったのか疑問が残ります。



期日までに約定額を 弁済すれば、借入金の 残額は免除します。